

【利用規約】

othellon 利用規約(以下、「本規約」という)は、
THE 1608 PTE. LTD.(以下、「当社」という)と、本文にて定義する媒体者との間の関係 を規
律するものである。

第 1 条(定義)

1. 媒体者サイト、媒体者、ユーザー

当社所定の規約による入会契約を othellon 締結して、自己の運営する WEB サイト・アプ
リケーションからネットワークを利用して、顧客を広告主サイトに誘導し、報酬を得よう とする
者を媒体者といい、媒体者の運営するサイト・アプリケーションを媒体者サイトと いう。また、
媒体者サイト上のリンクを通じて、媒体者サイトから広告主サイトへ移動 し、あるいは移動し
ようとする者をユーザーという。

2. 広告主、広告主サイト、リンク 当社と当社所定の規約を締結して、自己の運営する商品
やサービスを提供する WEB サイト・アプリケーションに、ネットワークを利用して顧客を誘
導することを希望する者を広 告主といい、広告主の運営するサイト・アプリケーションを広告
主サイトという。また、リンクは、当社の配信システムにより配信され、ハイパーリンク、テキ
スト、商品イメー ジ、ボタン、ロゴ、バナーなど広告主によって生成されたすべての形態を取
る。

3. 広告素材 広告主サイトへ顧客を誘導するために制作され、媒体者サイト及びリンク先ペ
ージに掲載 される一切の素材を広告素材という。広告素材は、広告原稿、リンクコード及び
アフィリ エイトタグを含むがこれらに限られず、ハイパーリンク、テキスト、商品イメージ、ボタ
ン、ロゴ、バナーなど、当社又は広告主が監修・制作したすべての形態を取る。

4. 成果報酬 ユーザーがリンクをクリックした結果、(i)広告主が指定するページ又はサイトへ
遷移する こと、又は(ii)ユーザーに対して広告主が指定するリンクを表示することを条件に、
当社が 媒体者へ支払う対価(消費税相当額を含む)をいう。

5. 成果結果(トランザクション) クリック、インプレッション等の総称を成果結果(トランザクシ
ョン)という。なお、同一ユーザーが、同じ広告に対して、一定時間内に重ねてクリックしても成
果結果 としては認められない。

6. アフィリエイトプログラム、othellon 広告主サイト及び媒体者サイトによって構築されるも
のであり、ユーザーを広告主サイト へ誘導し、ユーザーの成果結果があった場合、広告主が
媒体者に対して成果報酬を支払う

仕組みをアフィリエイトプログラムもしくはプログラムといい、当社の提供するアフィリ エイトプ
ログラム代行サービスあるいはネットワークを othellon(以下、「本サービス」という。)とい

う。

7.プロモーション アフィリエイトプログラムに基づき、アフィリエイトサイトに広告を掲載して行う広告主の宣伝活動を総称するものであり、掲載される広告の種類・形態等を基準に1単位のプロモーションとして扱うものとする。

第2条(媒体者資格の付与) 媒体者の資格付与を希望するものは、本規約の全ての条件に同意の上、当社に対し、本契約の締結を申し込むものとし、別途当社の指定する「othellon 申込み」フォームに必要事項をすべて記入することで又は別途当社の指定する契約を当社との間で締結することで申込手続を完了するものとする。「othellon 申込み」フォームにより申込を行った場合、当社による申込内容の審査が完了し、当社が媒体者の申込みを承認した時点から、媒体者の資格付与を希望するものは媒体者としての資格を付与され、媒体者として othellon に加入するものとし、本契約は効力を生じる。ただし、必要事項の記入に不備が存在する場合、又は、申込みを承認することが適切でないと当社が判断した場合、当社は、申込みを拒絶することができるものとする。その際、当該媒体者及び当該媒体者の資格付与を希望するものにかかる損害が発生しても、当社は一切の責任を負わない。

第3条(本サービスの内容) 当社は、当社が開発し、運営・管理するネットワークを提供し、アフィリエイトプログラムを媒体者、広告主及びユーザーがそれぞれ利用できるように努める。

第4条(成果報酬の支払い)

1. 参加承認

媒体者は、当社の広告配信 SDK・タグを媒体者サイトへ当社が定める方法で組み込むことで広告を掲載する。媒体者はプロモーションの成果報酬条件が広告主又は当社の意向により変更される場合があることを了承するものとする。

2. 広告主の成果報酬支払義務 各アフィリエイトプログラムを通じて発生した成果報酬の媒体者への支払義務は、当社が負う。

第5条(プロモーション広告掲載解除) 媒体者は、いつでも広告掲載を解除することができる。

第6条(プロモーションの停止、変更、修正、追加、削除) 広告主、当社は、いつでもそのプロモーション内容を停止、変更、修正、追加又は削除することができるものとする。その内容の媒体者への通知は事前に電子メール、又は WEB ページ上にて行うものとするが、緊急を要する場合はこの限りではないものとする。

第 7 条(媒体者によるリンクの設定) 媒体者は、広告主、当社の指定するリンク方法を使って、媒体者サイト内にリンクを設定 する。広告主、当社の許可なくそのリンク方法を変更することはできないものとし、変更 する場合は広告主の事前の承認を得るものとする。

第 8 条(広告掲載)

1. 媒体者は、当社からの入稿後、媒体社サイトに掲載される広告素材又はリンク先で表示される広告素材について原稿内容を確認する義務を負い、掲載の承認又は非承認を当社に対して通知するものとする。媒体者が当社の定める期日までに通知しなかった場合、当該広告は掲載を承認されたものとみなす。
2. 媒体者は、媒体者サイトへの広告素材の掲載又はリンクの設定により不利益、損害等が生じた場合であっても、当社に対して一切の請求を為し得ないことを予め了承するものとする。

第 9 条(広告素材の変更) 媒体者の掲載している広告素材が、当該広告主、当社により変更され、その内容に著しい 変更のない場合は、媒体者の承認無しに、新しい広告素材に差し替えされることがあることを媒体者は予め了承するものとする。当該広告主、当社による広告素材変更、又は終了 によって、媒体者が掲載している広告素材の差し替えが出来ない場合は、当社の保有する 広告素材が掲載される。なお、その広告掲載に関しては、媒体者に対する成果報酬は支払 われないものとする。

第 10 条(媒体者によるトランザクションの管理)

当社は、媒体者に対して、WEB 上に専用の管理ページを提供し、媒体者は常にこの管理ページへアクセスし、日々のトランザクションを確認する義務を負い、誤ったトランザクションなどを発見した場合には、直ちに当社に報告するものとする。なお、報告を怠ったことに起因する、後日生ずる成果報酬支払いのトラブルに関しては、当社は一切責任を負わないものとする。

第 11 条(成果報酬額の支払事務)

1. 当社は、成果報酬の支払事務を 1 ヶ月毎に代行するものとし、成果報酬額のすべてを合算し、媒体者の指定の口座へ振り込む方法で行うものとする。ただし、成果報酬額の支払金額が 5,000 円未満の場合は、成果報酬金額の支払いは次回以降の支払いへと繰り延べるものとする。
2. 前項の支払事務の対象となる期間は、各月の 1 日から末日までとし、振込送金手続日は 対象期間の末日を基準に翌々月 31 日とする。ただし、31 日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌日とする。

る場合は前営業日とする。

3. 成果報酬額に少数点以下の金額が発生した場合、切り捨てし、支払うものとする。

4. 媒体者が指定できる口座は、銀行、信用金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業共同組合のいずれかの日本国内の普通預金又は当座預金の口座であって、自己の氏名または名称を名義人とする口座とする。なお、当社が上記の指定口座への振込送金手続きを行うことにより、当社の支払事務は完全に履行されたものとみなす。なお、万一、金融機関の事情により、振込みがなされなかった場合又は遅延した場合、当社は媒体者に対して如何なる責任も負わないものとする。

5. 媒体者の登録した口座情報の不備により振り込みできない場合、当社は媒体者に対し、媒体者の登録した情報に基づいて電子メールでその旨を連絡する。これに対し、媒体者は当社が電子メールを送信した日より 10 日以内(以下「回答期限内」という。)に、専用の管理ページより、自己の口座情報を振込みが可能な指定口座に修正しなければならない。回答期限内に指定口座に関する情報を当社に正確に認識させることができない場合、媒体者が成果報酬額の支払請求権を放棄したものとみなす取扱いをすることについて、媒体者は異議なく承諾するものとする。回答期限内に振込みが可能な指定口座に関する情報を媒体者が当社に正確に認識させることができた場合、当社は翌月 15 日に、媒体者に対する成果報酬の支払事務を行うものとする。なお、組み戻し及び訂正された指定口座への振込みにかかる手数料は全て媒体者が負担するものとする。

6. 新規で媒体者申込み手続きをした際にアフィリエイトサイト及び当社の審査基準に満たなかった場合、当該媒体者に対するそれまでに発生した成果報酬の支払事務は行われなないものとする。

7. 媒体者が本サービスより退会する際に未払いの成果報酬額の合計金額が 5,000 円未満の場合は、当該媒体者に対する当該成果報酬の支払事務は行われなないものとする。また、退会后、一定の期間が経過した成果に対して認証が行われた場合も同様に、当該媒体者に対する成果報酬の支払事務は行われなないものとする。

8. 媒体者が 1 年間成果結果を発生させなかった場合、当該媒体者に対する当該成果報酬の支払事務は行われなないものとする。

9. 本条に基づく成果報酬額への税務処理に関しては、税法等法令の規定に従うものとする。

第 12 条(本サービスのメンテナンス) 当社は、本サービスの管理・維持等のために、ネットワークのメンテナンスを、定期・不 定期を問わず実施するものとする。媒体者は、その間の本サービス停止を了承するものとし、これについて何らの異議を述べない。

第 13 条(秘密保持) 当社は、本契約を通じて知り得る、媒体者の登録情報やプログラムを通じて得られるトランザクションデータに関して、媒体者の事前の承認なしには外部に公表することはないものとする。ただし、公知となっている情報は除くものとする。また、媒体者が本規約第 16 条で定める禁止行為に抵触していたと当社が判断する場合は、当社の加盟する日本アフィリエイト・サービス協会及びモバイルアフィリエイト協議会に対して、情報を提供し、当該組合及び当該組合加盟社が、別途定める規定に基づいて共同利用するものとする。当社は参加媒体者全般にまたがって集計された統計情報は、媒体者が特定できない範囲において利用又は公表できるものとする。媒体者は、本サービスに関連して知り得た当社及び広告主の技術上、営業上、業務上等一切の情報を、第三者に漏洩してはならないものとする。ただし、公知となっている情報は 除くものとする。

第 14 条(契約期間)

本契約の期間は、本契約が効力を生じてから 1 年間とし、契約の終了日の 30 日前までに、当事者いずれか一方からの契約終了の意思表示がない限り、本契約は更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第 15 条(媒体者の退会) 媒体者は、メールによる退会申請をすることによりいつでも本サービスから退会することができる。

第 16 条 (禁止行為) 媒体者は以下に定める禁止行為を行ってはならない。

1. 広告素材の改変等 広告主、当社から提供された広告素材を変更、改変、置換え等すること。 2. 成果報酬行為の依頼

広告主の WEB サイト・アプリケーションの紹介・広告とは無関係に、もっぱら成果報酬 を獲得するため、ユーザーにクリックすることを強要・嘆願・依頼すること、及びユーザーに誤解を与えるような情報を媒体者サイト上に掲載すること。

3. 虚偽行為 媒体者が、自らあるいは第三者と共謀して、あたかも成果報酬対象となる行為が発生した かのよう装うなど、不正な行為を行うこと、その他、広告目的及び本サービスの趣旨を 外れたクリックや注文、登録が発生した場合等の不当に成果報酬を得る目的とみなされる 行為。

4. 登録されたサイト以外での広告掲載 媒体者が当社に届け出た媒体者サイト以外の媒体において広告を掲載すること。

5. スпам行為 電子メールでのスパム行為、掲示板への書きこみ等による宣伝行為、またそれ以外の方 法・手段による第三者への迷惑行為に該当する宣伝行為。
6. 掲載期間満了の広告素材の掲載 掲載期間が終了している広告素材を掲載し続ける行為。
7. 知的財産権の侵害 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害に結びつく行為。
8. 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権の侵害 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
9. 名誉毀損 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
10. 犯罪行為
詐欺等の刑事犯罪に結びつく行為。
11. 無限連鎖講の開設及び勧誘 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
12. 不適切な媒体サイトの運営 法律、政令、省令、条例、規則、行政指導等に違反する媒体者サイトを運営すること アダルトコンテンツ等の成人向けの内容を含む媒体者サイトを運営すること 公序良俗に反する内容を含む媒体者サイトを運営すること
13. 国外における広告掲載 当社指定の国以外の国における広告掲載であると認められる広告掲載行為 (但し、当社の事前の許可を得た場合は、許可を得た国に限り禁止行為から除外される。)
14. その他、当社が不相当と認めたサイト、配信方法 上記の禁止行為への該当性についての判断は、当社又は広告主が各自行うこととし、媒体 者に対し、その内容又は根拠の説明を要しないものとする。また、調査対象となったトランザクションデータは公開しないものとする。

当社は、上記の禁止行為に該当する疑いがあると自ら判断した場合には、媒体者に対して、サーバーのログファイルを提出するよう求める権利を有するものとする。また、本サービスを運営するシステムのセキュリティ保護のため、こうした判断基準については特段の事情のない限り、原則として媒体者に対して開示しない。

第 17 条(媒体者としての資格付与条件) 媒体者としての資格を付与されるための条件は以下の通りとする

1. 以下のサイトを運営していないこと アダルトサイト、アダルトサイトへのリンクやアダルトバナーを掲載しているサイト、暴力、虐待を推奨するサイト、人種差別を推奨するサイト、アダルト色が強く弊社が不相当と認めたサイト、それ以外の法律に違反するサイト及びネットワークが公序良俗に反する サイト、その他、当社が不相当と判断したサイト
2. 媒体者が 18 歳以上であること、かつ日本国内に在住していること

3. 媒体者への申込時の情報に偽り又は誤りがないこと
4. 本契約の契約条項を熟読し、それらを誠実に遵守すること
5. プログラム開始後にネットワークに提供するデータや情報に偽り又は誤りがないこと

6. 電子メールによる連絡が遅滞なく行えること
7. 過去に媒体者としての資格を抹消され、本サービスを強制退会になっていないこと
8. 当社及び広告主との間で礼節をわきまえたコミュニケーションを図れること
9. 本規約第 16 条で定める禁止行為に抵触していたと当社が判断する場合、日本アフィリエイト・サービス協会に情報を提供し、当該協会及び当該協会加盟社に別途定める規定に基づいて共同利用されることに承諾すること
10. 以下の各号の何れかに該当した場合、当社により成果報酬の支払いを拒絶されることを了承し、一切の異議を申し立てないこと (1)新規で媒体者申込み手続をした際に当社の審査基準に満たなかった場合 (2)本サービスより退会する際に未払いの成果報酬額の合計金額が 5,000 円未満の場合 (3)本サービスより退会した後、一定の期間が経過した成果に対して認証が行われた場合 (4)1 年間成果結果が発生しなかった場合

第 18 条(権利義務の譲渡) 媒体者は、本規約に基づいて発生した権利及び義務を第三者に譲渡し、又は担保に供して はならない。

第 19 条(契約の解除及び成果報酬の支払拒絶)

当社は、媒体者が本規約の条項に違反した場合又は以下のいずれかに該当した場合、何らの通知又は催告なくして本契約を解除し、媒体者としての資格を取り消すことができるものとする。

1. 媒体者が本契約内の契約条項を遵守しなかった場合

2. 媒体者が違法行為を行った場合
3. 媒体者が第 16 条で定める禁止行為を行った場合
4. 媒体者が第 17 条で定める資格付与条件に違反した場合
5. 成果結果の品質に著しい問題がある場合
6. 媒体者宛の電子メールが 3 回以上届かない等の事由により、電子メールによる連絡が不能と当社が判断した場合
7. 自己の氏名または名称を名義人とする口座以外の口座を指定した場合(但し、当社が特別に認めた場合はこの限りでない。)
8. 登録された媒体者サイト名や URL が同一、あるいは、メールアドレスが同一、あるいは振込先、あるいは氏名や会社名が同一であるにもかかわらず、更に別の本サービスで用いている媒体者 ID を取得しているのが明らかになった場合、

9. 前各項記載の理由により本契約が解除された場合でも、当社は当該媒体者に損害賠償を請求する権利を有するものとし、悪質と判断した場合は刑事告訴等の措置を講ずることとする。これに対しては、当該媒体者は一切の異議を申し立てないものとする。また、前各項記載の理由により、本契約が解除され終了した場合、当社は、当該媒体者について解除日までに発生した成果報酬全額の支払いを拒絶し、当該媒体者の当社に対する損害賠償債務の弁済に充当できるものとする。これに対して、媒体者は一切の異議を申し立てないものとする。

第 20 条(反社会的勢力の排除)

1. 媒体者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者(以下「関係者」という。)が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。(1)暴力団(暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)(2)暴力団員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)

(3)暴力団準構成員

(4)暴力団関係企業 (5)総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団 (6)前各号に定める者と密接な関わり(資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。)を有する者

(7)その他前各号に準じる者

2. 媒体者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動(自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝える ことを含むが、これに限られない。)をし、又は暴力を用いる行為 (4)その他前各号に準じる行為

3. 当社は、媒体者が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。

4. 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わない。

第 21 条(媒体者と当社間の連絡方法) 媒体者と当社間の連絡は原則として電子メール及び媒体者専用の WEB サイトにて行われるものとする。また契約期間中は、この連絡メールを媒体者は受信拒否できないものとする。媒体者と広告主との間における直接の連絡は、禁止するものとし、媒体者が広告主に対する連絡を必要とする場合は、当社サイトに問い合わせを行うものとする。また、契約期間中は、広告主からの電子メールが当該ネット

ワーク業務を行う上で必要と判断される限り、この連絡メールを媒体者は受信拒否できないものとする。

第 22 条(サービスの停止、変更、修正、追加、削除) 当社は、いつでも本サービスを停止又は本サービスの内容の変更、修正、追加、削除をすることができるものとする。停止及びその内容の媒体者への通知は事前に電子メール、又は WEB ページ上にて行うものとするが、緊急を要する場合はこの限りではないものとする。

第 23 条(登録・承認) 当社は、媒体者が登録時に申請する情報に基づいてその承認を行うものとする。媒体者の虚偽の申告や媒体者がなした行為などを原因として、承認時点及び承認後において当社もしくは第三者に生ずる損害又は第三者からのクレーム等に関しては、媒体者がその全責任を負うものとする。

第 24 条(第三者の知的財産権) 媒体者は、当社に対し、媒体者サイト上のすべてのコンテンツ(広告主の広告を除く)が、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密、氏名権、肖像権又は名

誉・プライバシー権などの第三者の有する知的財産権を侵害しないことを表明・保証するものとする。媒体者と第三者との間で上記の権利等について紛争が生じた場合は、媒体者が自らの責任と負担で当該紛争を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。また、当該紛争により、当社が損害を被った場合には、当社は媒体者に対しその損害全額を求償できるものとする。

第 25 条(保証の制限) 当社は、本サービス、その運営、その使用及びその使用による結果に対して最大限の努力をもって、安定的に維持することを努めるものとするが、以下の事項について保証をするものではない。

1. 本サービスが一時的にも停止することなく、常時問題なく運営されること。
2. 本サービスに欠陥が生じた場合に、常に原状のとおり復元・修復されること。
3. 本サービス内にコンピュータウイルスなどの破壊的構成物が存在しないこと。
4. 1 ないし 3 を完全に確保するためのセキュリティ方法を提供すること。
5. 媒体者及びユーザーの動作環境に全く依存しないで、広告が正常に表示されること及び成果が反映されること。

第 26 条(責任の限定)

1. 当社は、本規約に関する債務不履行、不法行為、瑕疵担保責任、製造物責任、その他請求の根拠のいかんに関わらず、得べかりし利益、あらゆる種類の付随的損害、派生的損害、及び特別損害について、責任を負わないものとする。

2. 当社は、いかなる場合においても、媒体者による請求に対して、othellon における直近 1 ヶ月のプロモーションの成果報酬を上限とする責任しか負わないものとする。

第 27 条(知的所有権及びライセンス) 当社及び各広告主が媒体者に対して提供する、コンテンツ、技術、すべてのイメージ(バナーや商標なども含む)に関する知的所有権は、すべて提供する側に帰属するものとし、媒体者はネットワークの限定された範囲内でのみその利用を許諾されているものとする。また、媒体者は当社の事前の許可なくして、それらの内容などに対して一切の修正・変更はできないものとする。

第 28 条(不可抗力) 天災、当局の不作为、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動又は戦争行為等を含むがこれらに限定されない、当事者の合理的な管理を超える事由による不履行の場合、いずれの当事者も、本契約義務の履行遅滞ないし履行不能について責任を負わないものとする。

第 29 条(裁判管轄) 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合は、日本法を準拠法とし、本契約に関する訴訟手続(第一審)又は調停手続は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 30 条(規約及び条件等の改訂) 本契約及び契約条件は、当社の判断により媒体者の承諾なく随時変更・改訂を行うことができるものとする。

2020 年 4 月 1 日制定

以上